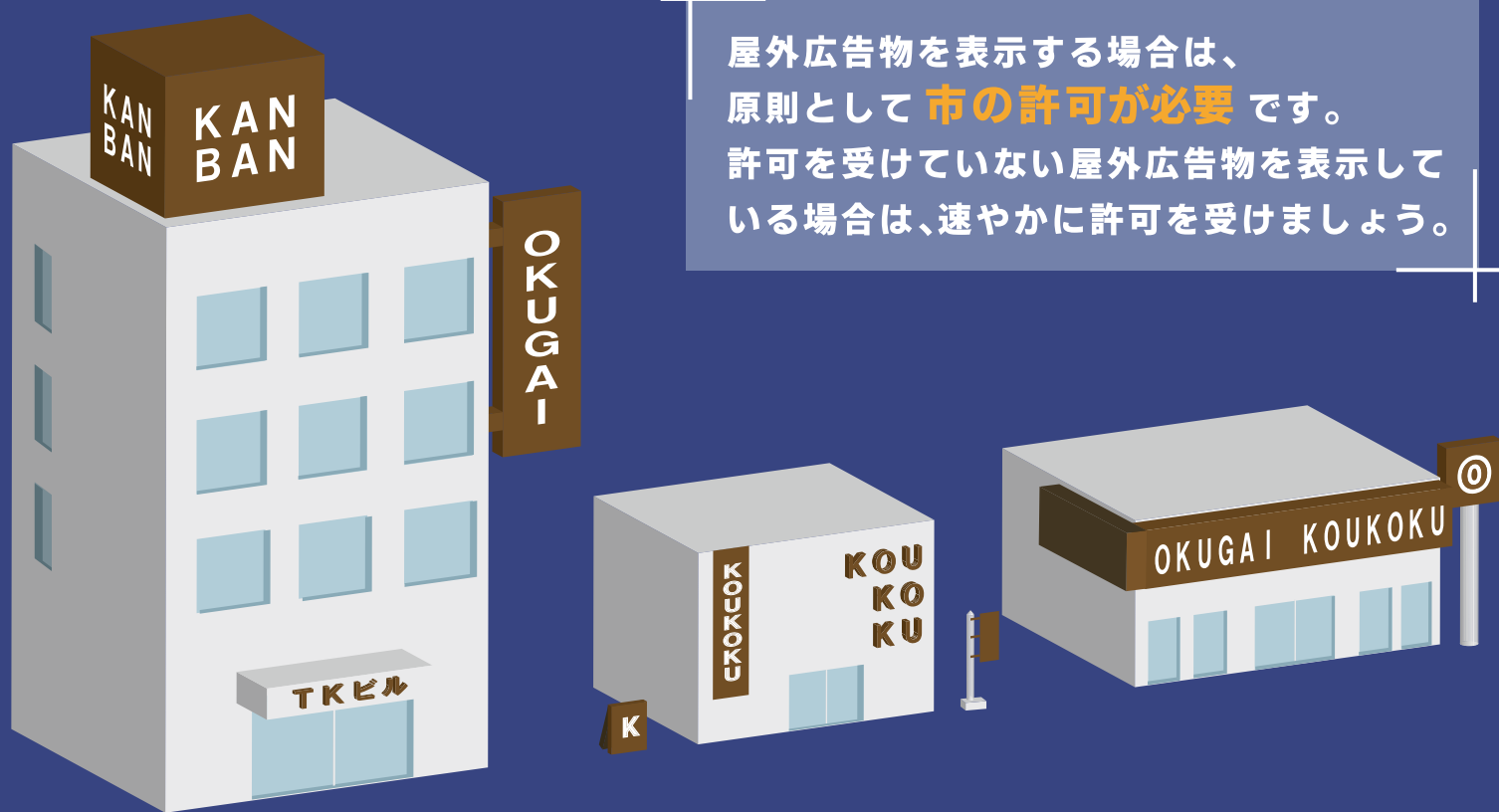


＼ご存知ですか？／

屋外広告物

屋外広告物とは、法令上「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもの」と定義されているもので、お店の看板や建物名の表示だけでなく、のぼり旗や横断幕等も **屋外広告物のひとつ** です。



屋外広告物を表示する場合は、原則として **市の許可が必要** です。許可を受けていない屋外広告物を表示している場合は、速やかに許可を受けましょう。



看板落下などにより歩行者等に危害を及ぼした場合、**看板の所有者や管理者の責任が問われます**。
裏面を参考に設置された看板を定期的に点検してみましょう。

屋外広告物の許可・申請等についてのお問合せ

高槻市都市創造部都市づくり推進課
TEL：072-674-7552

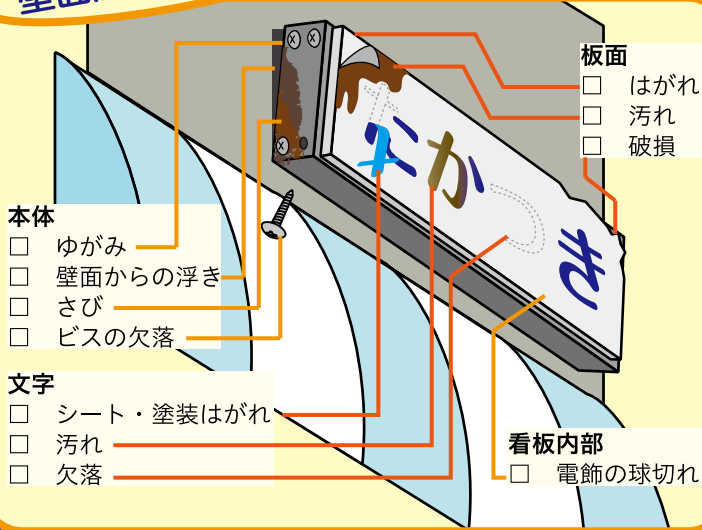
看板の点検・補修についてのお問合せ

大阪屋外広告美術協同組合 (大広協)
TEL：06-6776-8108

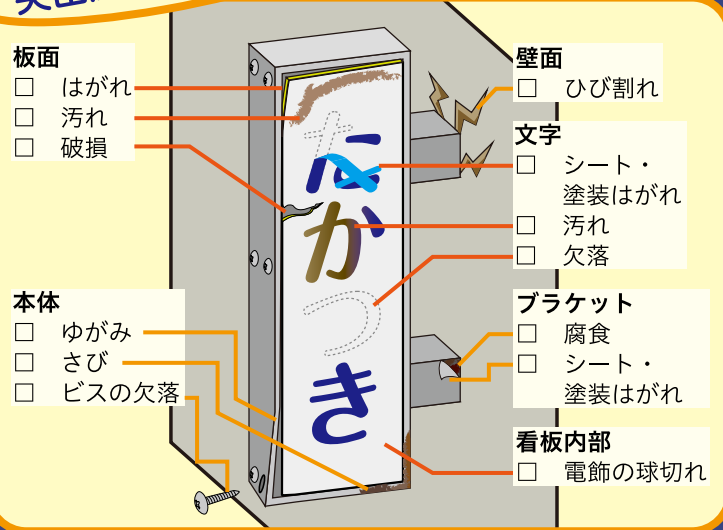
だいこうきょう

看板の状態を点検してみましょう ～当てはまる項目はありませんか？～

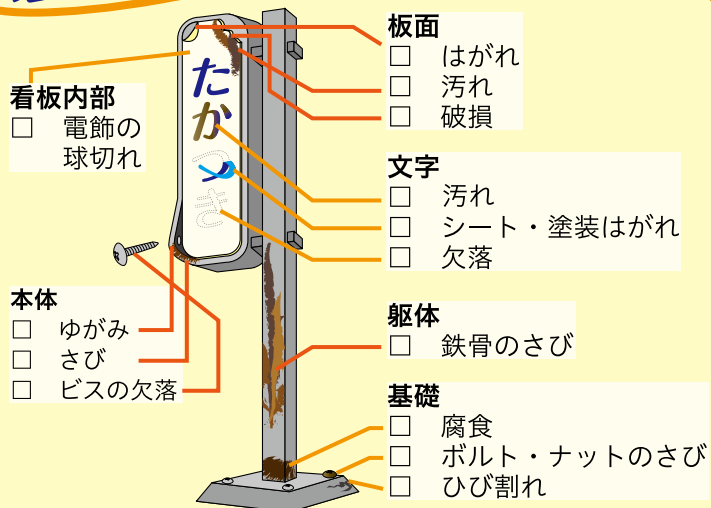
壁面広告物の場合



突出広告物の場合



地上広告物の場合



看板も設置後、年数が経過すると、老朽化の予兆が見られはじめます。また、台風や地震の後も、問題が生じやすくなっています。



高槻市では、近接目視・打音検査などによる専門家の安全点検を推奨しています。この機会に専門業者による点検をご検討ください。

危険箇所は速やかに補修・撤去等を行いましょ

～早めの行動が、看板を掲出する皆さんとまちの安全・安心につながります～



板面の破損は、内部に水が侵入し、腐食を誘発する恐れがあります。



取付金具の腐食やビスの欠落は、落下の直接的な原因になります。



基礎部分の腐食により、ポールが根元から破断し、倒壊する可能性があります。